

〔研究報告〕

信託管理人の現状とその財産管理制度 への応用

下山 祐樹

目 次

- I はじめに
- II 信託管理人制度の現状
 - 1 公益信託
 - (1) 公益信託における信託管理人の意義
 - (2) 公益信託における信託管理人の実態
 - 2 年金信託
 - (1) 年金信託における信託管理人の意義
 - (2) 年金信託における信託管理人の実態
- III 比較法的にみた信託管理人類似制度
 - 1 総 説
 - 2 英国法
 - 3 米国法
 - 4 大陸法
- IV 信託管理人に関する問題点
 - 1 現行信託法の規定と学説の対応
 - 2 法的構成
 - 3 権 能
 - 4 責 任
- V 財産管理制度への信託管理人の応用
 - 提言として——
 - 1 高齢者の財産管理
 - 2 行為無能力者制度
 - 3 集団信託

I はじめに

信託管理人に関する信託法上の規定は少なく、8条において規定されている他は33条と55条でわずかに言及されているにすぎない⁽¹⁾。また、信託管理人について研究した文献も稀少なのが現状ではないかと思われる。

これは、我国の信託の主流を占めている営業信託においては、信託管理人を必要とする仕組を持った信託商品が少ないことと、これらの信託商品においても、信託管理人をめぐる²⁾、実務上の問題が生じてこなかったためであろうと思われる。

今回、この従来あまり論じられてこなかった信託管理人をとりあげ、現在の実務上の取扱いを報告し、従来の学説の整理と今後の展開に伴う問題点を考察してみることにした。さらに、高齢者の財産管理問題などをとりあげ、信託管理人の財産管理制度への利用について、若干の提言をしてみたいと思う。

(1) 信託法は、信託管理人とは別に「信託財産ノ管理人」を規定している(信託法48条)。信託財産管理人は、受託者が辞任または解任された時に置かれる機関であり、受託者の不在の間、いわば臨時の受託者として信託財産を管理する。

したがって信託管理人が受益者に代わる存在であるのに対し、信託財産管理人は受託者に代わる存在であると言えよう。

信託管理人は、後述するように、受益者に対して委任類似の関係に立つとされるが、一方、信託財産管理人は、信託財産あるいは受託者に対して委任類似の関係に立つとされる(四宮和夫『信託法[新版]』274頁(有斐閣、平成元年)。

II 信託管理人制度の現状

1 公益信託

(1) 公益信託における信託管理人の意義

公益信託に関しては、信託法66条以下に規定があり、信託法上の関係者は、

委託者、受託者および主務官庁となっている。

そして、公益信託における受益者については、「不特定多数の公衆」⁽¹⁾あるいは「一般社会」⁽²⁾であるとされ、受益者は不特定であると解するのが一般的である。公益信託において現実に利益を受ける者、たとえば奨学金の受領者などは、「受給者」などとよばれ、法的には公益信託の反射的效果として利益を受けているにすぎないとされている。⁽³⁾

信託法上は、公益信託の設定について信託管理人の設置は義務付けられてはおらず、公益信託の信託管理人は任意機関であるとされている。しかし、公益信託における受益者は「公衆」や「一般社会」とされているので、受益権を行使する者が具体化していない状態である。確かに、「受給者」は信託から利益を得るのであるが、私益信託における受益者とは異なり、「受益者」そのものではないので、受益者が自らの利益を守るために行使することができる⁽⁴⁾とされている種々の権利＝共益権的権利⁽⁵⁾については行使できないとされている。

受益権のうち、共益権的な部分を具体的に行使する者がいないとなると、公益信託から直接利益を受ける権利＝自益権的権利⁽⁶⁾の実現を担保する機能が失われることになる。そこで、この共益権的権利を具体的に行使する者として信託管理人が置かれるのである。このように考えると、公益信託における信託管理人は、信託法上は任意機関といえども、実際上は必要的機関であると考えべきであると思われる。

また、信託法68条により、公益信託を引受けるには、主務官庁の許可が必要となっているが、この主務官庁が許可を与えるに際しての取扱基準⁽⁷⁾においても、基本的に信託管理人を必置としている。

さらに、税法上特定公益信託とされる公益信託への出捐については、寄付金として所得控除の対象とすることが認められるという、税務上の恩典⁽⁸⁾があるが、このような特定公益信託の要件⁽⁹⁾として、信託管理人が指定されることが挙げられており、税務上も必要的機関とみなされている。

(2) 公益信託における信託管理人の実態

ここで、公益信託における信託管理人の活動ないし実務について報告したい

と思う。調査の対象は、私の勤務する中央信託銀行が受託者となっている公益信託に限っているが、わが国の公益信託における信託管理人の現状を、ほぼ反映していると考えてよいかと思われる。

第1に、信託管理人の選任の実務についてであるが、中央信託銀行の公益信託契約書では、6条1項で「この信託の当初の信託管理人は〇〇〇とする」として、信託契約によって信託管理人を選任している。そして、具体的にどのような者が信託管理人に選任されているかということについては、概ね3つのケースに分けることができる。

まず、委託者の知人などを信託管理人に選任するケースがある。ただし、一旦公益信託として出捐された信託財産は、完全に委託者から独立し、委託者のコントロールを離れて公益目的のためにのみ存在し続けるべきものであることから、委託者の親族や使用人など、委託者の利害関係人を信託管理人に選任することは避けることとしている。委託者の知人等を信託管理人に選任した実例としては、委託者の知り合いの弁護士・税理士や議員その他地方有力者などがある。

次に、主務官庁の関係者が信託管理人に選任されるケースがある。この場合は、個人名ではなく、役職名で選任されることが多く、主務官庁の関係官公庁や外郭団体などの委員長、局長や課長といった役職名で選任されている。たとえば、奨学金を交付するような公益信託において、市の教育委員会委員長を信託管理人にした例などがある。

以上の他、委託者に適当な信託管理人の候補者が思い当たらないために、受託者に対して、適当な候補者を推薦するよう依頼がなされることもある。本来、信託管理人は、不特定・未存在の受益者の利益を守るため、受託者に対して監督権を行使する機関であるから、これを受託者が推薦するということは、あまり好ましいことではないと考えられるので、受託者である信託銀行としては、極力、委託者に選任してもらいように要請しているが、やむを得ない場合には、当該公益目的に照らして適当と思われる学識経験者や弁護士、税理士など、受託者からは独立した立場の者を推薦することがある。

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

なお、いずれの場合でも、信託契約によって信託管理人を選任した後に、当人より実印の押印ある就任承諾書を徴求している。

第2は、信託管理人の実際の活動内容についてである。

公益信託における信託管理人の任務は、抽象的には、受託者の信託財産の運用状況や、信託目的に従った運営がなされているかについての監視ということであるが、具体的な権能については、信託契約中に規定されている。

公益信託契約書7条1項では、「信託管理人は、次の事項について受託者から報告を受け、承認または同意を与えることができる」として、①元本取崩しによる事業執行に関する事項、②信託財産の担保提供および借入に関する事項、③信託財産の固有財産化に関する事項、④信託の決算に関する事項、⑤信託の事務を処理するのに特に必要な費用の支弁に関する事項、⑥信託目的の達成もしくは達成不能による信託の終了に関する事項、⑦信託終了の際、残余財産がある場合の寄付に関する事項、⑧信託が終了した場合の最終計算書作成に関する事項、⑨事務の委任に関する事項、⑩この信託の条項の変更に関する事項、を定めている。そして、同条2項では、「信託管理人は、次の事項については受託者から報告を受けるものとする」として、①事業計画ならびに収支予算に関する事項（その一部変更を含む）、②事業報告、収支決算ならびに当該年度末の財産目録に関する事項、③関連諸規定の制定および改廃に関する事項、④受託者の辞任に関する事項、を定めている。

実務上は、公益信託の事業計画や予算、決算などは運営委員会で策定される。この運営委員会というのは、当該公益信託が目的としている公益にかかわる分野の有識者などで構成された受託者側の機関であり、法的な機関というわけではないが、受託者の信託運営の客観性を担保しているものであるといえる。

この運営委員会の策定に基づく計画・決算等が、信託管理人に報告され、信託管理人が承認または同意を与えると、受託者である信託銀行が、これらの事項に基づいて、実際に公益信託を運用することになる。

もちろん、信託管理人の権能は契約書に列挙されたものに限定されず、信託管理人は、受益者の利益のために必要とあればこれ以上の監督権能を行使する

こともできるのであるが、現実の実務において、信託管理人が行なっていることは、運営委員会から報告を受けることと、決算等の承認をなすことなどに止まっているのが実状である。しかし、このことをもって、信託管理人の存在が形式的であり、信託管理人制度は形骸化しているということはあたらないであろう。なぜなら、信託管理人が現実にもその監督権能を行使する事態というのは、受益者の権利が侵害されている状態もしくは侵害されることが予想される状態になってからであり、信託目的が順調に達成されつつあり、受益者の利益が確保されている状態であるならば、信託管理人は特段の行動を起こす必要はなく、ただ、見守っていればよいと思われるからである。

実際、過去において公益信託の信託目的違反や受益権の侵害などの事態が発生したことはなく、受託者である信託銀行は、信託財産の目録や、決算、運営実績などの必要な情報はディスクローズしてきているので、公益信託における信託管理人が積極的に特別な行動をとる必要性は生じてこなかったのである。

そして、公益信託における信託管理人が、限られた範囲でしか機能していないように見えるとしても、いざというときには、受益者になり代わって共益権の権利を行使して受託者を監督する機能を発揮するということが、言いかえると、存在そのものによる抑止的機能によって、信託管理人は、公益信託の適正運営を担保する役割をはたしているということができるのである。

最後に、信託管理人にかかわる経理についてであるが、公益信託の信託管理人に関しては無報酬としているのが現状である。法律上は信託行為の定めによって報酬を出すことは可能であるが、報酬を規定した実例は未だないようである。もっとも、運営委員会への出席のための交通費や通信費など、信託管理人の任務遂行の上でかかった費用については支払われている。

2 年金信託

(1) 年金信託における信託管理人の意義

年金信託といっても、その形態や税務上の取扱いによっていくつかの種類にわけられるが、このうち信託管理人がおかれているのは、適格退職年金信託で

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

ある。その他の年金信託については、自益信託の形態をとっており、受益者が特定されているところから、信託管理人は置かれていない。

適格退職年金信託⁽¹⁰⁾の仕組は、企業が委託者となり、その従業員と年金受給者を受益者として、信託銀行が受託する。委託者である企業が、拠出金を信託財産として出捐し、単独で運用するので、単独運用指定金銭信託ということになる。

適格退職年金信託における受益者は、従業員と年金受給者とされているが、契約書上は、「年金規約に定める年金および一時金の受給権者」が受益者とされているので、個々の従業員については、正確にいうと「年金受給資格者」ということになる。これは、企業と従業員の間で締結した年金規約によって、各々の従業員は退職時に初めて受給資格が確定し、受給権者として信託の利益を享受することができることとされているからである。もし、退職時点で受給資格について欠格事由がある場合、たとえば、勤続年数不足や懲戒免職された場合などでは、受給権者ではなくなり、受益者からは除かれることになる。適格退職年金制度がこのような仕組であることから、個々の従業員については退職の時点にならないと受給権者すなわち受益者であるかどうかは確定せず、全従業員が退職していない時点、すなわち企業が活動し続けている状態では、受益者は不特定であるとされているわけである。

(2) 年金信託における信託管理人の実態

以上のように、適格退職年金信託においては、受益者が不特定とされているため、信託管理人が置かれている。そして、この信託管理人については、委託者である企業の総務部長などの管理職が就任している例が多く見受けられる。

このように委託者の使用人が信託管理人となっていることについては、従業員の管理や福利厚生を担当者が信託管理人であることが事務手続上効率的であるという実務上の理由と、適格退職年金信託がそもそも従業員の福祉を目的としたものであり、労使の協議による年金規約を前提にしていることなどの実質⁽¹¹⁾的理由から、公益信託の場合とは異なり、特段の問題はないように思われる。

適格退職年金信託契約において明記されている信託管理人の権能は、つぎの

とおりである。

- ① 収益計算の報告を受けこれを承認すること。ただし、一定の期間内に異議を申出ない場合は承認したものとされる。(11条)
- ② 信託財産の報告書および年金財政に関する報告書を受領すること(13条)
- ③ 委託者による信託解除の際に同意を与えること(14条)
- ④ 共同受託者全部の辞任の際、新受託者への信託財産の交付、事務の引継ぎに立ち合うこと(15条)

なお、適格退職年金信託の信託管理人についても、公益信託の場合と同様、無報酬である。

- (1) 田中實・山田昭『信託法』117頁(学陽書房, 1989年)。
- (2) 四宮和夫『信託法〔新版〕』308頁(有斐閣, 平成元年)。
- (3) 同上308頁, 309頁。
- (4) 「信託財産擁護権」, 「受託者監督権」などとも称されている。
- (5) もっとも, 四宮・前掲書308頁以下では, 受給者にも, 私益信託の受益者に準じて信託財産擁護権や監督的権能を認める場合もあることを示している。
- (6) 「収益受領権」, 「元本受領権」などを抱括した権利。共益権的権利に対比して自益権的権利とした。

本来, 「自益権」・「共益権」の概念は団体法(典型的には株式会社法)におけるものであるが, 公益信託など受益者が不特定である場合には, 受託者を監督するような権利や信託財産を保全するような権利は, 全受益者の共通の利益のために行使されるものと考えられ, この意味で団体法における共益権の概念に類似している点をとらえて, 「共益権的権利」・「自益権的権利」と表記したものである。

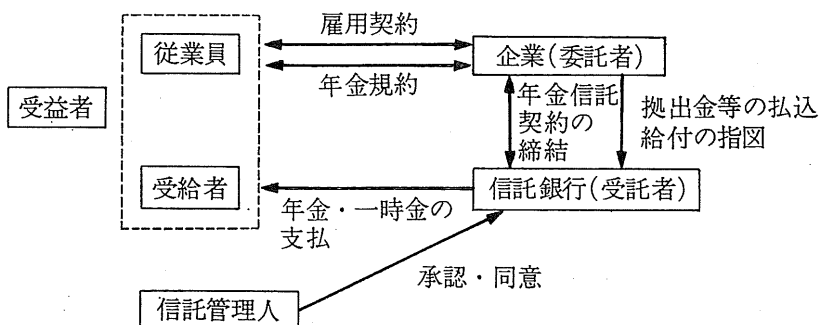
- (7) 公益信託の主務官庁は, 信託目的に応じて, 当該目的を管轄するに相当とされる官庁・機関となる。したがって, 各主務官庁ごとに取扱基準が定められている。
- (8) 個人については, 所得税法78条3項により, 特定寄付金として総所得金額から控除することが認められている。法人については, 法人税法37条5項により, 資本金額等に応じて損金に算入することができる寄付金額の制限とは別枠で,

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

特定公益信託への出捐金額を損金に算入することが認められている。

(9) 所得税法施行令 217 条の 2。

(10)



(11) 年金信託は、企業の従業員および退職者という委託者の関係者の利益を目的とした私益信託であるから、公益目的を迫及すべき公益信託のように、信託財産の委託者からの独立性を厳格に解する必要はなからう。

III 比較法的にみた信託管理人類似制度

1 総説

信託管理人制度を考察するにあたり、これに先立って、諸外国における信託管理人類似制度を見てみたいと思う。

「信託管理人」そのものは、我国信託法独自のものであるといわれている⁽¹⁾。しかし、他国の信託（あるいは信託類似制度）においても、受益者が不特定あるいは未存在である場合等の他、受益者に受益権の行使が期待できないような場合において受益者の利益を保護するという観点から、信託管理人に類似した制度をいくつかとりあげることができると思われる。

もっとも、その法的構成や、受託者の監督の方法については、様々であり、ある場合には受託者同士の相互監視という型をとり、また別の場合には、信託契約外からの監督という型をとる。この意味で、直接的に信託管理人の構成や権能のコロラリーとしてとらえることはできないかもしれないが、畢竟、受益者の権利を擁護する機関であるという意味では信託管理人類似の制度といえるのではないかと思われる。

2 英国法

英国における信託管理人類似制度としては、Charitable-trust(公益信託)における Attorney-General(法務長官)をとりあげることができると思われる。

Charitable-trust(公益信託)においては、受託者の監督機関として、Charity-Comission(公益委員会)⁽²⁾があるが、Charity-Commission(公益委員会)は、我国の公益信託における主務官庁に、むしろ類似した機関ではないかと思われる。

英国においては、「租国の父("parens patriae")」としての「国王(the Crown)」が、Charitable-trust(公益信託)を実効性あらしめる役目を負っているとされており、この国王の代理人として、Attorney-General(法務長官)は、公益信託の訴訟に当事者として参加することができることになっている⁽³⁾⁽⁴⁾。このことから、Attorney-General(法務長官)は、公益という不特定多数の受益者を代理しているといえ、我国の信託管理人に類似した機能をはたす機関であると考えられる。

3 米国法

米国の「従業員退職所得保障法」いわゆる ERISA⁽⁵⁾法は、年金受給者を保護するため、Secretary of Labor(労働長官)が、受託者に対する訴えの原告適格を有することを規定している⁽⁶⁾。この規定に基づき、Secretary of Labor(労働長官)は、年金信託の受益者の利益を守るために、年金信託受託者を被告として訴えを提起することができる。例として、年金基金の一部を、無担保かつ著しく低利で貸付けをした受託者を、"Prudent man rule"⁽⁷⁾(慎重人の原則)に反したとして訴えた例⁽⁸⁾、また、TOB(公開買付)の対象会社の年金基金受託者(当該会社の社長が兼務)が、TOB(公開買付)に対抗して、年金財産によって防戦買いを行なったことにつき、受託者の義務に違反しているとしてこの年金基金受託者を訴えた例⁽⁹⁾などが挙げられる。

ERISA法における Secretary of Labor(労働長官)は、年金基金の受益者全体の利益を保護することを目的として、受託者の責任の追及や運用の差し止めなどの訴えを提起する。したがって、不特定の受益者の利益を守るため受託

者を監督するという意味で、信託管理人との類似性を指摘することができよう。

この他、米国における一般の信託においては、しばしば複数受託者制が採用されることがある。この場合、いずれの受託者もそれぞれ受託者としての責任を負っているため、いわば受託者同士が互いの監督人のような状態となる。したがって、複数受託者制は、受益者の保護に有用であるといえよう。この意味で、受託者が複数いる場合は、それぞれの受託者が信託管理人と類似した機能をはたしている面もあるといえるのではないかと。

4 大陸法

ドイツにおいては、制定法としての信託法は存在しないが、学説上および判例法上、⁽¹⁰⁾ Treuhand の法理があり、これが一応、信託の概念に相当するものとされている。しかし、Treuhand は必ずしも英米法における Trust と同じものではない。この Treuhand の概念は、そもそもローマ法の fiducia に由来するとされており、「受託者への完全な権利の譲渡と当該権利に対する債権法上の制限」という法律行為によって生じる関係を Treuhandverhältnisse (信託関係) と称する。したがって、ドイツにおいては、fiduziarisches Rechtsgeschäft (fiducia 的法律行為) の議論として信託が論じられており、Trust (Treuhand はその訳語) という用語は使われているが、その内容は fiducial relationship であるといえる。⁽¹¹⁾ この点においては、他の大陸諸国も同様である。

このように、ドイツにおいては、信託が明文化されていないので、財産管理の形態としては民法や商法その他の成文法の規定の衣をまとう形とならざるをえない。この意味で成文法としての信託法に依拠する我国の信託制度との直接比較をすることは難かしいが、Treuhand の法理の中の機能面に着目してコララーを考えることは可能と思われる。

ドイツにおいては、わが国と同様未成年者および行為無能力者の保護のための制度として、法定代理人制度がある。この法定代理人は、本来的な信託の受託者ではないが準受託者としてとらえられており、⁽¹²⁾ その財産管理行為は信託的行為とされる。⁽¹³⁾ これは、法定代理人制度が、誠実と信頼を基礎とした財産管理

である以上、fiducia 的關係に含まれるという意味である。このうち、Vormund⁽¹⁴⁾ (後見人) については、Gegenvormund (後見監督人) を付することができる。特に、後見が財産管理を伴う場合には、Gegenvormund (後見監督人) が選任されるべきであるとされている。⁽¹⁵⁾

⁽¹⁶⁾ fiducia 的關係にある後見制度を、同じ fiducia 的關係に立つ Treuhand にも応用して考えると、財産管理を伴う後見において Gegenvormund (後見監督人) を選任するのと同様に、Treuhand においても、Treuhandler (受託者) の過大な権限を Gegentreuhandler (受託者監督人) を選任することによって均衡させることができるとされている。この Gegentreuhandler (受託者監督人) は、Treuhandler (受託者) に対して共同同意権を持つ、あるいは、委託者に代わって信託の關係当事者になるなどと考えられ、次に述べるような、リヒテンシュタインにおける Protektor (管理人) と同様な機能をはたすと考えられる。⁽¹⁷⁾

ドイツにおける Treuhand の法理は、我国の信託とは異なり、基本的に自益信託を前提に構成されている。したがって、Gegentreuhandler (受託者監督人) も、受益者に代わって受託者を監督する者というよりも、むしろ委託者の代わりに受託者を監督する者であると解されている。⁽¹⁸⁾ しかし、自益信託が前提であるならば、委託者＝受益者であるから結果的には受益者のための機関であるといえるし、また、我国の信託管理人も、委託者が信託行為で設定する場合は委託者の当初の意思の実現を担保する機能があるという点で、委託者になり代わって受託者を監督している面がないとはいえないであろう。そうであるならば、ドイツにおける Gegentreuhandler (受託者監督人) は、我国の信託管理人と類似の機関といえよう。

次に、リヒテンシュタインにおける信託制度を考察してみる。リヒテンシュタインの民法は、債権法以外はオーストリア民法に準拠し、債権法についてはスイス民法に準拠している。⁽¹⁹⁾ そして、この他に、この国独自の立法として、Personen-und Gesellschaftsrecht mit dem Gesetz über das Treuunternehmen (「信託企業に関する法律付 人と会社についての法」) があり、この法律の第16章で、Salmannenrecht として信託について規定している。リヒテンシュ

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

タイムの信託は、このような成文法の信託法が存在していることから、ドイツあるいは他の大陸法系の国々のように委任等の法律関係の外見をとる fiducial な Treuhandverhältnisse (信託関係) とは異なる。

リヒテンシュタインの信託法では、委託者といえども、信託成立後は信託規約に拘束され、信託財産の運用管理について受託者を制限するようないかなる指図もすることはできない。指図をすると信託ではなくなり、委任もしくは役務契約ということになって信託法は適用されなくなる。⁽²⁰⁾

このように、リヒテンシュタイン信託法においては受託者の権限が大きいことから、実務上は、信託契約によって、重要な決定について Beirat (助言者) の同意を必要とすることになっている場合が多い。この Beirat (助言者) は、委託者に代って受託者に助言をするのみならず、事前同意権を持つことによって受託者の裁量を制限することもできるので、Protektor (管理人) と称され、委託者と受益者の間に立つ第三者とされる。⁽²¹⁾ この Protektor (管理人) の権限については、リヒテンシュタインの信託契約モデル・フォームによると次のようなものが挙げられる。⁽²²⁾

- ①受託者による信託授権または契約の条文の変更についての事前同意権
- ②受託者による受益者の追加・排除についての事前同意権
- ③受託者の裁量による信託収益・元本の支払いについての事前同意権
- ④投資についての事前同意権
- ⑤随時 Deed (捺印証書) により、受託者を解任し、もしくは一人または複数の受託者を任命する権限

Protektor (管理人) を新たに任命するのは常に現 Protektor (管理人) である。Protektor (管理人) が死亡した場合または新任者を任命することができない場合は、受託者がその任命権を持つとされている。⁽²³⁾

Protektor (管理人) は、言葉そのものは成文法の信託法には規定されていないが、リヒテンシュタインの信託法体系の中では上述のような概念として存在するものであり、現実の信託契約書中にも規定されるものである。Protektor (管理人) の受託者監督権限が、信託契約の規定に由来する点および委託者に代

わる存在であるとされる点において、我国の信託管理人と異なる点も存在するが、その意義や機能は、信託管理人にかなり類似しているのではないだろうか。

我国の民法体系が大陸法系であることについては論を待たないが、成文法としての信託法を持つことは、大陸法系諸国の中でもユニークな存在である。今、大陸法系の諸国における信託の制度の代表的なものとして、ドイツとリヒテンシュタインにおける信託制度をとりあげてみた。もちろん、他の大陸法系の諸国（ドイツ法系のスイスなどの他、フランス法系のフランス、ルクセンブルクなど）においても信託制度は存在するが、いずれも英米法体系からの輸入であり、ドイツと同様、民法等の外見を伴う *fiducia* 的法律関係で構成されている。

同じく大陸法系である我国における信託法の規定を論ずるにあたり、英米法からのアプローチとは別に、ドイツあるいは他の大陸法系諸国の信託制度からのアプローチを試みることも1つの道として考えてよからう。

信託管理人と類似した概念として取りあげた、*Gegentreuhänder*（受託者監督人）と *Protector*（管理人）については、双方とも受益者が特定されている場合においても選任され得る存在である。我国の信託管理人を論じるにあたって、この点を考慮することは可能ではないかと思われる。

- (1) 木下毅「信託法改正の問題点」『信託論叢』106頁（清文社、昭和61年）。
- (2) “It is the duty of the Charity Commissioners to investigate and check abuses in the administration of charities.” J. G. Riddal, *The Law of Trusts*, p. 155 (3d ed. 1987).
- (3) “The Crown has the function of enforcing charitable trusts as *parens patriae*, and the Attorney-General, on behalf of the Crown, will be joined as a party to any proceedings involving charity.”
David B. Parker and Anthony R. Mellows, *The Modern Law of Trusts*, p. 241 (5th ed. 1983).
“...one of whose functions it is to initiate proceedings on behalf of the Crown for the protection of charities.” J. G. Riddal, *op. cit.*, p. 156.
- (4) 「公益信託の場合には受益者が特定されていないことが少なくなく、単なる期待権を有しているというだけでは訴えが認められないので、普通、地方自治

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

体や法務総裁がこの訴訟を行なうことになる。」(田島裕「イギリス法の公益信託」信託法研究第13号76頁(1989年)。)

- (5) Employee Retirement Income Security Act of 1974.
- (6) “Either Secretary shall have the right in his discretion to intervene in any action, ...” (ERISA, Act Sec. 502 (h)).
- (7) ERISA, Act Sec. 404 (a) 1 (B) では「当該状況下で、同等の能力で行動し同様の事項に精通しているプルーデント・マンが同様の性格および目的を有する事業の管理にあたり行使する注意力、技量、恩恵および勤勉さをもって、権限を行使すること」(前川寛監訳, エリサ研究会訳「エリサ法1985年」(財団法人生命保険文化研究会)の訳による)が受託者の義務とされる。
- (8) *Donovan v. Mazzola* 716 F. 2d 1226 (1983). この判例についての邦文解説は、小櫻純『M&A 時代の企業年金保護』38頁以下(同文館, 平成2年)参照。
- (9) *Donovan v. Bierwirth* 538 F. Supp. 463 (1981) (第一審判決), 680 F. 2d 263 (1982) (控訴審第一次判決), 754 F. 2d 1049 (1985) (控訴審第二次判決)。小櫻・前掲書55頁以下を参照。
- (10) 新井誠『財産管理制度と民法・信託法』36頁(有斐閣, 1990年)。
- (11) 伊藤典夫『欧州諸国における信託制度(伊藤典夫論文遺稿集)』6頁(伊藤論文刊行会, 昭和63年)。
- (12) 日本法においては、大審院, 昭和10年(オ)第862号事件, 昭和10年10月4日判決, 『大審院民事判例集』14巻22号1954頁が、母親が未成年の子の金銭を母親名義で預金した場合に、子と母親との間には「信託法第1条=所謂信託行為アリテ本件貯金債亦從ヒテ一個ノ信託財産ナルヤモ又知ルヘカラス」として、信託関係にあるとは明言していないが、信託法31条の適用可能性のあることを判示する。なお、この判例について、四宮・前掲書11頁では、「かようないわゆる準信託(Quasitreuhand)について信託法の規定を類推適用すべき場合のあることは、否定しえない」としている。
- (13) 伊藤・前掲書15頁。
- (14) BGB, §1792 (1) “Neben dem Vormunde kann ein Gegenvormund bestellt werden” 「後見人の他に後見監督人を選任することを得」(神戸大学外国法研究会『獨逸民法[IV]親族法』(有斐閣, 昭和30年)を口語表記した。)

- (15) BGB, § 1792 (2) “Ein Gegenvormund soll bestellt werden, wenn mit der Vormundschaft eine Vermögensverwaltung verbunden ist, es sei denn, daß die Verwaltung nicht erheblich oder daß die Vormundschaft von mehreren Vormündern gemeinschaftlich zu führen ist.” 「後見が財産管理を伴う場合においては、後見監督人が選任されなければならない。但し、財産管理が重要でない場合もしくは数人の後見人が共同して後見を行う場合には、この限りではない」(同上)
- (16) BGBについては、“Gesetz zur Reform des Rechts der Vormundschaft und Pflegschaft für Volljährige (成年者世話法, 1990年6月1日成立, 1992年1月1日施行)” によって、後見の部分が改正となった。これによると、Vormund (後見人) は Betreuer (世話人) と改称される。Gegenvormund (後見監督人) の用語はそのまま残るが、実態は Gegenbetreuer (世話人監督人) ということになる。なお、ドイツ民法の成年後見制度の改正については、新井誠「イギリスとドイツにおける成年後見法の新たな展開」ジュリスト 972号 (1991年) を参照。
- (17) 伊藤・前掲書61頁。
- (18) 同上61頁。
- (19) 同上 155 頁。
- (20) 同上 184 頁。
- (21) 同上 184 頁。
- (22) 同上 209 頁以下を参照。
- (23) 同上 213 頁。

IV 信託管理人に関する問題点

1 現行信託法の規定と学説の対応

従来、信託管理人は公益信託や年金信託など、一部の信託にのみ置かれてきていた。そして、今までのところ、実務上の問題点が発生してはいないところから、信託管理人についてはあまり議論されておらず、また、実務家からの問題提起もなされてこなかったように思われる。

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

しかし、信託管理人は営業信託に限らず民事信託においても設置されることがあり得る以上、営業信託においては信託管理人にかかわる問題点を意識せずにすんで来たとはいえ、信託管理人の一般論として、その問題点を抽出し、検討する作業は必要ではなからうか。また、ここで信託管理人の問題点を明らかにすることにより、信託管理人制度の発展を考えることもできるのではないかと考える。

信託管理人の問題点を考えるに先立ち、まず、現行信託法の規定と学説の対応を整理してみる。

現行信託法の規定によると、「不特定の受益者または未だ存在せざる受益者⁽¹⁾がある場合、裁判所は、利害関係人の請求によりまたは職権をもって信託管理人を選任することを得」となっている(8条1項)。ここで、「裁判所は選任することを得」とされているが、利害関係人の請求があれば選任することを要するものと解すべきであるとするのが通説である。選任の手続については、非訟事件手続法71条の2以下に規定されている。⁽²⁾

公益信託の場合は、裁判所に代わって主務官庁が信託管理人を選任することになっているが(信託法72条)、この場合も同様に解されている。これら以外に、信託行為によっても信託管理人を選任することができる。

また、通説によると、信託管理人は、受益者が不特定あるいは未存在の場合にのみ選任することができる⁽³⁾とされているが、一方、この不特定性を拡張して解釈する見解もある。「多数の受益者が変動して固定性を欠く場合、たとえば集団信託などの場合には、受益者が具体的には特定して、その権利の行使が不可能ではないが、たえず変動するという点では、不特定ということもできるので、信託管理人の選任を認めるべきである」という考えである。⁽⁴⁾

さらに立法論として、信託法研究会から出されている信託法改正試案(第4試案)では、「その他受益者の権利を保護するために必要があると認められる場合」という文言を現行信託法の8条に加え、受益者が特別障害者である特定贈与⁽⁵⁾と信託などの場合にも、信託管理人を選任できるようにする考え方を示している。

次に、現行信託法8条2項では、「信託管理人は前項の受益者のため、自己の名をもって信託に関する裁判上または裁判外の行為をなす権限を有する」と規定している。この規定の解釈としては、信託管理人は、不特定または未存在の受益者のために、受益者が現存し、かつ特定される場合において受益者の有すべき権利⁽⁶⁾を行使することができるということであるとされている。したがって、信託管理人の権能は共益権的権利に限られず、場合によっては自益権的権利も行使できるといわれている⁽⁷⁾。たとえば、社内預金引当信託においては、信託管理人が一括して元本受領権⁽⁸⁾を行使する形になっている。

これに対し、立法論では、信託法改正試案（第4試案）が8条2項で、「ただし信託の利益を受ける権利についてはこの限りではない」として、信託管理人に自益権的権利を認めない立場をとっている⁽⁹⁾。

なお、信託管理人と受益者の関係について、通説は、委任類似の関係⁽¹⁰⁾あるいは委任に準じた関係⁽¹¹⁾であるとしており、この点に関しては、異説はないようである。

以上のように、現行信託法の解釈と学説が展開されているが、以下、信託管理人についての問題点をあげ、これに関する私見を述べてみたいと思う。

2 法的構成

通説によると、信託管理人は、受益者が不特定もしくは未存在で、受益権を行使する者が具体的に存在しない場合に限り、これらの受益者の利益を保護するため、いわば受益者の利益代表の意味で設けられる機関⁽¹²⁾であるとされている。

しかし、これを一歩進めて、財産管理制度としての信託を一層発展させるために、信託管理人制度をもっと広く活用すべきであり、受益者が特定されていても信託管理人を置くことができると考えられるのではないだろうか。

信託法改正試案（第4試案）の8条では「その他受益者を保護するために必要があると認められる場合」には、信託管理人を選任することができるとし、受益者が特定している場合でも信託管理人を置くことを認めている。しかし、現行の信託法の規定からでも、同様に解釈することが可能ではないかとも思わ

れる。

現行信託法 8 条では、「裁判所は……信託管理人を選任することを得」としているが、これは民法 7 条の、「家庭裁判所は……禁治産の宣告をなすことを得」という規定と同様に理解できるのではなかろうか。民法 7 条については、これは家庭裁判所に禁治産宣告をすることができるという権能を与える意味であるとされ、制度の目的からいえば、7 条所定の要件が備わっている以上、必ず禁治産宣告をなすべきものと解釈しなければならないといわれている。「心神喪失の状況にある者に禁治産宣告をしないことは、本人の財産的保護の点からみて不当である」ということからである⁽¹³⁾。

これと同じように、現行信託法 8 条の規定も、受益者が不特定、未存在の場合には、受益者の保護の観点から、信託管理人を置くことを要するという意味に解釈できるのではないかと思われる。そして、この 8 条の但書は、「信託行為を以て信託管理人を指定したときは此の限にあらざ」としているが、これは、信託行為で規定すれば、受益者が特定している場合でも信託管理人を置くことができるという意味であるとも考えることもできるのではないだろうか。このような考え方を、便宜上、「信託行為説」と称することとする。つまり、信託行為説によると、8 条の本文は、受益者が不特定あるいは未存在の信託が成立した後に信託管理人を置く場合の規定であり、但書はそれ以外の場合の規定である⁽¹⁴⁾と考えるわけである。

しかし、信託行為説に立ったとしても、後で述べるように、特定している受益者と、信託管理人の権利行使の競合という問題が存在するので、私見としては、立法化することが望ましいと考えている。

3 権能

次に、信託管理人の権能について考えてみたいと思う。

現行信託法の通説的解釈によると、信託管理人は、一応受益者の有するすべての権利を行使することができる⁽¹⁵⁾とされている。一方、信託法改正試案（第 4 試案）では、信託管理人は信託の利益を受ける権利は有さず、受益者は信託管

理人がその権限を行使しない時は、信託管理人に対してその行使を請求することができるとして、共益権的権利は信託管理人に専属させ、信託管理人と受益者の権限の競合は原則として認めない形をとっている。⁽¹⁵⁾

信託管理人の選任について通説的立場に立つと、受益者を具体的に行使できる受益者は存在していないので、信託管理人に全ての権利を与えても特段の問題は生じないと思われる。しかし、受益者が特定していても信託管理人を置けるとする立場では、信託管理人と受益者の権能が競合することが考えられる。すなわち、共益権的権利の行使にあたり、信託管理人と受益者が相反する意思表示をなしたとすると、受託者としてはどちらの意思に従うべきかという問題が生じることになる。したがって、信託法改正試案の考え方のように、自益権的権利は受益者が、共益権的権利は信託管理人が行使することとし、信託管理人が置かれた以上、受益者は自らは共益権的権利は行使できないとすることが適当であろう。

信託行為説に立っても、受益者は自益権的権利を、信託管理人は共益権的権利を行使するものであって、競合はしないという結論を解釈によって導くことができると思われる。また、信託行為によって、受益者の持つ権能と信託管理人が持つ権能を明らかにし、競合しないように規定すれば、より明確になるであろう。もっとも、この場合、共益権的権利のうち、受益者に固有の権利として奪うことができないと考えられている権利、たとえば31条の信託違反の処分行為取消権などを受益者に行使させないことが認められるのかという点が問題になると思われる。しかし、信託管理人が受益者保護のための機関で、対受託者でいえば受益者側の機関であるといえること、受益者が特定していても信託管理人が置かれるような場合は、受益者が心神喪失状態であるなど、受益者に共益権的権利の行使が期待できないような場合であろうから、むしろこれらの規定の実効性を担保することになるであろうこと、などから、信託管理人にこれらの権能を専属させても問題はないと考える。

信託行為説によっても、信託管理人と受益者の権能の競合の問題は、法解釈により解決できるかと思われるが、信託管理人の権能と受益者の権能の分離を

明確にするためには、これが立法化されることが望ましいといえる。しかも、信託法改正試案よりも一步踏込んだ形で、信託管理人が有する権能については、受益者は自ら行使することができない旨を明記すべきではないだろうか。

4 責任

信託管理人の義務や責任について信託法は何も明記していないが、信託管理人は、受益者の利益を保護する機関として、受益者との間に委任類似の関係に立つといわれている。この委任類似の関係という意味は、信託管理人と受益者の間に直接の契約関係はないので、民法上の委任もしくは準委任の関係はないが、信託法理によって信託管理人は受益者に対して一定の義務と責任を負うことになり、その信託管理人の受益者に対する義務と責任の内容については、受任者の委任者に対する義務と責任に準じて考える、ということであると思われる⁽¹⁶⁾。

そこで、民法上の委任契約における受任者の義務と責任を考えてみる。受任者が委任契約の目的を達成しなければ、それは債務不履行として損害賠償請求を考える余地が生じる。債務不履行責任に基づく損害賠償請求の要件としては、委任者の損害の発生、受任者の責めに帰すべき事由すなわち帰責事由の存在、および債務不履行を正当たらしめる事由すなわち正当事由の不存在、が必要であるといわれている⁽¹⁷⁾。帰責事由の概念は、故意・過失を包含して、より広いものであるとされているが⁽¹⁸⁾、一般的に問題とされるのは過失の有無であろう。委任あるいは準委任における過失は、善良なる管理者の注意義務、いわゆる善管注意義務の違反として構成される。債務不履行責任に基づく損害の賠償の範囲は、当該債務不履行と相当因果関係に立つ全損害とされている⁽¹⁹⁾。

以上のような委任関係の義務・責任を信託管理人にあてはめて考えてみる。

信託管理人が債務不履行とされる状況とは、受益者の利益が保護されなかったとき、ということができよう。これは、一般的には受益者の自益権的権利が侵害されたことを意味すると思われる。たとえば、信託収益が支払われないあるいは減額されたこと、信託財産そのものが減少したことなどが考えられる。

次に、信託管理人の帰責事由の中核となる過失について考えてみると、これは善管注意義務違反ということになるが、それでは信託管理人にとっての善管注意義務とはどのような内容のものかということが問題となる。

善管注意とは、債務者の職業、その属する社会的・経済的な地位などにおいて一般に要求されるだけの注意⁽²⁰⁾であるとされているので、信託管理人の善管注意義務違反とは、信託管理人として通常一般に期待されている行為の懈怠ということになり、結局、必要なときに必要な共益権的権利を行使しなかったということが過失ということになる。たとえば、適宜書類の閲覧などをしないことから、受託者の信託事務処理の過失や、信託目的違反を看過したこと、あるいは、受託者が義務違反をしていることを知りながら、なんらの手もうたなかったこと、などが具体的に考えられる。

受益者に損害が発生したとしても、信託管理人は自己の過失と相当因果関係にある損害を賠償すれば足りる。たとえば、適切に書類閲覧権の行使などを行なっても、受託者の管理の失当や過失が発見されなかったであろう場合や、受託者の裁量の範囲内とされる信託財産の減少などについては、信託管理人に賠償責任を負わせるのは適当ではないと思われる。

なお、損害について、現実の損害ではなく、受益者の信託管理人に対する信頼を裏切ったという慰謝料的損害と構成することも考えられる。この場合、受託者が任務を忠実に遂行しているか否かにかかわらず、信託管理人が適宜共益権的権利を行使していないという事実をもって、債務不履行責任を構成することになる。

信託管理人の責任については、以上の信託法理に基づく債務不履行責任のほか、不法行為責任を考えることもできる。これら2つの責任においては、要件や効果などに共通ないし同一の点もあるが両者間の差異もある。たとえば、故意・過失、損害の発生などの要件については、両者共通の考え方（もっとも、債務不履行責任における帰責事由の方が故意・過失の概念よりは広いが）をとれるが、不法行為責任においては、さらに「権利侵害」もしくは「違法性」⁽²¹⁾についての判断をする必要があるし、挙証責任についても両者は区別される。

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

これら2つの責任が並立するか、それともどちらか一方しか主張できないかについての問題は、いわゆる請求権競合問題として論じられてきている大問題であるから、本稿においては、ただ、信託管理人の責任として、債務不履行責任と不法行為責任の両方を考える余地があることを指摘するに止めることとする。

信託管理人の責任については、損害の問題の他に、受託者の責任との関係の問題もあり、今後の課題として検討を続け、別に改めて考えをとりまとめてみたいと思っている。

- (1) たとえば胎児が受益者なる場合など。(四宮・前掲書318頁。木下毅「信託財産および受益者(信託管理人)の地位」信託法研究第10号54頁(1986年。))
- (2) 四宮・前掲書 338 頁。
- (3) 同上 337 頁。
- (4) 特別障害者については、相続税法19条の4第2項、相続税法施行令4条の4第2項参照。
- (5) 特定贈与信託については、相続税法21条の4を参照。
- (6) 四宮・前掲書 339 頁。
- (7) 木下・前掲「信託法改正の問題点」108頁。
- (8) 社内預金引当信託契約(有価証券の管理並びに処分信託)17条1項、社内預金引当信託契約(合同運用指定金銭信託)11条1項。
- (9) 現行信託法の解釈でも、受益者の不特定性を拡大解釈する場合(集団信託など)には、受益者に個有の権利・権限(収益受領権、元本受領権など)については、信託行為に別段の定めがないかぎり、信託管理人は権限を有さないとする考えもある(四宮・前掲書 339 頁)。
- (10) 四宮・前掲書 339 頁。
- (11) 木下・前掲「信託法改正の問題点」106頁。
- (12) 田中實「公益信託」信託法研究第10号71頁(1986年)。
- (13) 我妻栄『新訂 民法総則(民法講義I)』79頁(岩波書店, 1977年)。
- (14) 信託成立後でも、委託者・受託者・受益者の信託当事者三者の合意があれば、信託行為を変更することは可能であろう。そうであるなら、信託行為によって信託管理人を置かなかった場合でも、信託成立後に信託行為を変更して信託管

理人を置くことは、信託法8条但書の適用範囲であろう。しかし、受益者が不特定・未存在の信託であると、信託成立後に受益者に代わって信託行為の変更（信託管理人設置規定の追加）に同意する者がいないので、8条本文の適用となると考えられる。

- (15) 木下・前掲「信託法改正の問題点」108頁。
- (16) 非訟事件手続法71条ノ6では、裁判所が選任した信託管理人については、民法644条〔受任者の注意義務〕、646条〔受任者の受取物等引渡義務〕、647条〔受任者の金銭消費の責任〕および650条〔受任者の費用償還請求権等〕の民法上の委任の規定を準用すると定めている。
- (17) 我妻栄『新訂 債権総論（民法講義IV）』100頁（岩波書店、1978年）。
- (18) 同上105頁。
- (19) 同上118頁。
- (20) 同上26頁。
- (21) 幾代通『不法行為』8頁—9頁（筑摩書房、昭和53年）。

V 財産管理制度への信託管理人の応用

— 提言として —

1 高齢者の財産管理

わが国が高齢化社会の時代を迎えていることについては、広くいわれているところであり、この社会の高齢化の中で、高齢者の財産管理をめぐる問題も深刻な問題の1つとして様々に議論されているところである。

その背景としては、老後の生活維持には、公的扶助が不十分であることや旧来の家制度の崩壊などから高齢者自身の自助努力が必要とされることがある。そして、わが国の高齢者層は相当の個人資産を有する割合が多いところから、高齢者自身の財産と公的扶助をあわせることによって生活の維持はおおむね可能と思われるが、一方では年をとるにつれて生活能力が低下することは不可避であるという問題が存在する。

高齢化にともなう能力の低下は、運動能力や生理機能の低下のみならず、しばしば痴呆という深刻な事態をもたらすことがある。このことは、社会の中で

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

高齢者の割合が増加すれば、それだけ、その社会において所有財産と管理能力がアンバランスである部分が増加するということを意味している。まさにこの点が、高齢者の財産管理が重大な社会問題になるところであると思われる。

わが国の財産法体系が、個人の意思能力を前提として構築されている以上、意思能力の低下をきたす痴呆は、運動能力や生理機能の低下をきたす他の症状よりも、社会的にははるかに深刻である。もちろん、民法では意思能力の低下した者を保護するため、禁治産宣告など行為無能力者制度を置いているが、いくつかの文献で指摘されているように、実際上の利用度は少ないのが現状である⁽¹⁾。この理由としては、禁治産という言葉の響き、戸籍に記載されることなどが挙げられているが、高齢者の意思能力の低下が遷移的であること、すなわち、高齢者はしだいに意思能力が低下していくのにともない、本人の自覚と周囲の評価が乖離していくこともひとつの大きな理由ではないかと思われる。客観的には複雑な財産管理などはおぼつかないように見えるが、本人はまだまだしっかりしていると思っている、このような高齢者に対し禁治産宣告などをするのは、本人の感情を考えると家族としても忍びないということは充分理解できる。しかしそのままでは財産を詐取されたり浪費したりする恐れがあるのであるから、高齢者の生活を維持するために、なんらかの財産保全の方法が必要となる。ここに、禁治産者制度などの行為無能力者制度を使わない財産管理制度を考える意義がある。

高齢者の意思能力の低下が、遷移的であるということは、高齢者が将来の自己の痴呆状態に備えて、財産管理能力のあるうちに財産の処分や保全措置をすることが可能であるということでもある。そこで、普通一般に考えられる方法としては、扶養を期待して自分の子供に財産を贈与しておくことなどが挙げられる。また、子供の世話になることについて心情的に抵抗がある場合や、子供がいないあるいは子供の都合で世話をすることが困難であるなどの場合には、有料老人ホームへの入居ということも広くおこなわれているところであろう。

しかし、これらの方法では、実現の保証という点で問題が残る。子供へ贈与した場合、条件をつけたとしてもその実行を保証する手段はないし、そもそも

子供の世話は期待していないという高齢者もふえてきている。一方、この場合の受入先となる有料老人ホームについても、経営の悪化によるサービスの低下や、最悪の場合、倒産ということも考えられる。

このように考えてみると、高齢者が自身の財産をもって老後の生活を維持するという自立自助の観点から、「高齢者が自己の財産をその意思に基づいて管理させることができ、しかも財産管理に高齢者保護のための種々の条件をつけることのできる信託が、適切な財産管理形態である」とする⁽²⁾見解には、大いに賛同するものである。

高齢者の財産管理のための信託を考える場合、まず、従来の信託銀行の信託商品、たとえば、不動産管理信託や信託を組合せた不動産担保年金式融資、特定贈与信託などを利用することが考えられる。しかし、これらの信託商品⁽³⁾は、それぞれに大きな意義と効用を有しているが、また限界を有していることも否定はできないであろう。とりわけ、高齢者が痴呆状態になった場合には多くの問題が残されている。

そこで、高齢者の財産管理のために、信託管理人を活用した新しい信託を考えることができるのではなかろうか。前述のように、受益者が特定している場合に信託管理人が設置できるか否か、信託管理人と受益者との間の権利の競合、信託管理人の責任の明確化など、解決すべき問題は多々あるが、これらの問題が解決されれば、次のような信託を考えることができよう。

高齢者は、あらかじめ、老後の定期的生活資金の給付を目的として、自らを委託者兼受益者とする信託を設定する。そして、共益権的権利の行使のために、信託管理人を選任しておく。信託銀行は、通常は定期的に生活資金を給付するが、万一、委託者が特別の介護費用等を必要とする場合には、信託管理人の承認を得て、ときには元本を取崩すなどして、特別の資金給付を行なうことにする。たとえ高齢者が意思能力を喪失しても、こうしておけば、当初予定した信託目的が、本当の意味で達成されるのではないだろうか。

また、信託管理人を置くということは、共益権的権利は信託管理人が行使し、受益者である高齢者は、もっぱら信託の利益を受けるだけということになるの

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

で、共益権的権利を行使する者の意思能力の喪失を判定するという問題を回避することができるのではないかとと思われる。

どのような者を信託管理人に選任するかについては、受益者の法定相続人のほか弁護士や公的な福祉機関などが考えられる。さらに、より一層の客観性を確保するためには、複数の信託管理人を設置するといったことも考える余地があると思われる。

このような信託商品は、その設定段階はもちろんのこと、運営上も極めてオーダーメイド的色彩の強いものとなるから、必ずしも従来の信託商品のように制度化できるとはいいきれないが、より望ましい高齢者の財産管理制度を考える上で、検討の価値はあるのではないかと思う。

2 行為無能力者制度

次に、高齢者とは別に行為無能力者の財産管理の問題を考えてみたい。高齢者の財産管理の問題では、高齢者自身が財産を所有しており、意思能力が次第に低下していくというところでの財産管理の形態を考えたが、ここでは、精神薄弱者の財産管理を考察し、これへの信託管理人の応用を提言してみたい。なお、精神薄弱者という言葉については、近時、精神遅滞者という言葉の使用が提言されているが、とりあえず、制定法上の用語である精神薄弱者を使用することをおことわりしておく。

さて、精神薄弱者については、先天的あるいは幼少期に精神障害を受けているケースが多いのではないかとと思われる。そうすると、精神薄弱者の場合は、最初から意思能力のない状態での財産管理を考えるのが、高齢者の場合と違う点ではないだろうか。

精神薄弱者が未成年である間は、その親が当然面倒をみているわけであるが、わが国では、成人後も親が面倒をみているのが実情であろう。そこで問題となるのは、親の死後、いかにこの精神薄弱者の生活を維持するかという点にある。親としては、自分が元気であるうちに、障害者である子供の生活の手段を確保しておきたいと考えるのが当然であるが、単に相続あるいは生前贈与として財

産を残したとしても、その保全にはかなりの不安が残ると思われる。

現在、心身障害者のための財産管理制度として、特定贈与信託があるが、受益者が精神障害者である場合は、実務上は原則として親権者や後見人などの代理人が必要になる。⁽⁴⁾本来的には禁治産宣告をして、後見人や後見監督人を選定しておくのが望ましいのであるが、あえてこの制度をとらないとすれば、高齢者の時と同様に、信託管理人が活用できるのではないかと思われる。

3 集団信託

最後に、集団信託と信託管理人について、簡単にふれてみたいと思う。

先にもふれたが、集団信託については、受益者がたえず変動することから、受益者は不特定ということもできるとして信託管理人の設置を認めるべきであるという見解もある。⁽⁵⁾

集団信託の具体例としては、貸付信託や合同運用金銭信託などが挙げられているが、実際はこれらの信託商品に信託管理人は置かれていない。この理由としては、これらの信託商品においては、現実に個々の受益者が受益権を行使しており、受益者の保護のため信託管理人を置く必要性がないこと、兼営法や貸付信託法で立法措置がとられていることから、多数の受益者の共益権的権利の行使を信託管理人に一本化する必要性が想定しにくいこと、などが考えられる。

もっとも、現在の信託商品とは異なり、受益権が転々流通するにもかかわらず、共益権的権利の統一行使が必要とされるような事業性の信託商品を考える場合には、信託管理人を置くことも考慮の余地があるように思われる。

以上、今後の信託管理人制度の活用について、高齢者の財産管理を中心に若干の提言をさせていただき、本稿のまとめといたしたい。

- (1) 米倉明「成年後見制度模索の第一歩」ジュリスト972号12頁(1991年)。新井・前掲書117頁以下。
- (2) 新井・前掲書167頁。
- (3) 同上180頁以下。星田寛「高齢者の財産管理・遺産相続と信託銀行」信託161

信託管理人の現状とその財産管理制度への応用

号79頁以下（平成2年）。

(4) 特定贈与信託の受益者の要件は重度の心身障害者とされるので、精神薄弱者に限られるものではない。身体だけの障害者であれば、行為能力のある受益者であるから、後見人等の法定代理人は必要とはならない。

(5) 四宮・前掲書 337頁。

〔付記〕

本稿は、平成3年6月15日に開催された第16回信託法学会において発表させていただいた原稿に、若干の加筆・修正をしたものであります。

当日司会の労をおとりいただいた東京大学能見善久教授には、貴重なるご指摘・ご教示を賜り、ここに改めて深く感謝申し上げます。また、当日の学会場では、多くの方々から有益なご質問・ご教示を頂戴し、厚くお礼申し上げます。ご質問・ご教示いただいた諸点につきましては、不十分とは存じますが、本稿の中に取りこませていただきました。

最後になりましたが、国学院大学新井誠教授には、発表の原稿はもとより本稿の取りまとめに際しても多大なご指導・ご教示を賜りました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

(中央信託銀行証券代行部法務課)

